【公開版】

資料 3-5-2令和 2 年 5 月 26 日日本原燃株式会社

M O X 燃料加工施設における 新規制基準に対する適合性

核燃料物質の加工の事業に係る加工事業者の重 大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実 施するために必要な技術的能力

(2.1.1 臨界事故に対処するための手順等)

2.1.1 臨界事故に対処するための手順等

2. 1.1 臨界事故に対処するための手順等

## 2.1.1 臨界事故に対処するための手順等

## 2.1.1 臨界事故の拡大を防止するための手順等

## 【要求事項】

MOX 燃料加工事業者において、臨界事故の拡大を防止する ために必要な以下の手順等が適切に整備されているか、又 は整備される方針が適切に示されていること。

- 一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要 な手順等
- 二 臨界事故の影響を緩和するために必要な手順等

## 【解釈】

- 1 「未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な手順等」とは、例えば、中性子吸収材の投入等の臨界を未臨界に収束し、再び臨界になることを防止するための手順等をいう。
- 2 「臨界事故の影響を緩和するために必要な手順等」とは、例えば、中性子遮蔽材の配備等の臨界事故に伴う放射性物質又は放射線の放出を抑制するための手順等をいう。
- 3 上記の1,2の手順等には、対策を実施するために必要 な電源及び施設の状態を監視するための手順等を含む。

MOX燃料加工施設において臨界事故が発生する可能性はなく、臨界事故の拡大を防止するために必要な手順等がなくても十分な保安水準の確保が達成できる。